

一関労働基準監督署からのお知らせ

令和4年
12月号

1. 新型コロナウィルス感染症の感染防止対策の徹底をお願いします！

新型コロナウィルス感染症については、未だ予断を許さない状況が続いており、また、当署管内の複数の事業場から職場内感染の発生が報告されています。

感染拡大の防止には、マスクの着用、3密の回避、消毒の徹底などの基本的な感染対策の徹底が重要です。

皆様の事業場におかれましても引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

岩手労働局 HP 新型コロナウィルス支援サイト
⇒ https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu_00008.html



職場内における感染防止対策の着実な実施を引き続きお願い申し上げます。

2. 12月から1月は「令和4年度いわて年末年始無災害運動」期間です！

〈令和4年度スローガン〉 あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害



年末年始の慌ただしい時期を迎え、寒冷の時期に入つて凍結、降雪等の自然要因も加わり、路面の凍結による転倒災害、車両のスリップ事故などの冬季特有の災害が発生するリスクが更に高まる時季となることから、岩手労働局では令和4年12月1日から令和5年1月31日を「令和4年度 いわて年末年始無災害運動」の期間とし、労働災害の根絶に向けた取り組みを開することとしています。



年末年始の慌ただしい時期を迎え、また、寒冷期に入ったことによる凍結・降雪等の自然要因も加わり、路面凍結による転倒災害、車両のスリップ事故などの冬季特有災害が発生するリスクが高まる時季です。各事業場におかれましては、以下の事項について実践していただき、冬季における労働災害防止への積極的な取り組みをお願い申し上げます。

《各事業場の実施事項》

ア 冬季特有災害の防止

- ① 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止（「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進）
- ② 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止
- ④ 火災・火傷の防止
- ⑥ 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止
- ⑧ その他の冬季特有災害の防止
- ③ 雪降ろしの際の災害防止
- ⑤ 一酸化炭素中毒の防止
- ⑦ 作業時の保温・体操の実施

イ リスクアセスメント・危険の見える化の実施

ウ 「安全決意宣言」の実施

エ 労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加

岩手年末年始無災害運動リーフレット

⇒ <https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/nenmatsunenshiR4.pdf>

3. 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！



厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。有識者による基調講演や「中小企業の事例に見る、ハラスメント対策の実務」と題してパネルディスカッションを行います。

また、厚生労働省では、ハラスメント防止対策の取組の参考としていただけるパンフレットや研修動画などを提供していますので、ご活用ください。

○職場におけるハラスメント対策シンポジウム



日時：令和4年12月7日（水）13時30分～15時00分（予定）

会場：オンライン配信

内容：基調講演；「従業員が辞めない！明るくイキイキ働く職場へ

～中小企業も取り組みやすい、ハラスメント対策のポイント」

パネルディスカッション；「中小企業の事例に見る、ハラスメント対策の実務」

詳細はポータルサイト「あかるい職場応援団」をご覧ください。

⇒<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ひとつ上の
安衛管 理



4、「ひとつ上の安全衛生管理」セミナー（参加無料）の開催について

どう減らす 労働災害。安全衛生活動にPDCAを取り入れてみませんか

～労働安全衛生マネジメントシステムの導入に向けて～

このセミナーでは、ひとつ上の安全衛生管理を目指すみなさんへ、今取り組まれている安全衛生活動にプラスしてPDCA（計画、実施、評価、改善）を取り入れることで、労働安全衛生マネジメントシステムの第一歩とするためにはどうすればよいか、どのような効果があるかなどを紹介します。

会場開催：令和5年2月9日(木)仙台市中小企業活性化センター(宮城県仙台市)

Web参加可能開催：令和5年3月1日(水)女性就労支援センター(東京都港区)

※令和5年3月1日開催分は、オンライン配信併用開催で、全国どなたでも参加できます。)

対象：中小規模事業場の経営者、管理者層の方（製造業など）

定員：70名（東京は100名）

※1 主に労働安全衛生マネジメントシステムを導入していない事業場を対象にしたセミナーです。

※2 定員の関係上1社からの参加人数を2名までとさせていただくことがあります。

主催 中央労働災害防止協会

⇒https://www.jisha.or.jp/seminar/oshms/t2590_management_for_executive.html

5、令和4年10月末現在における労働災害発生状況について

休業4日以上の死傷災害 149件（前年同期と比較して+36件、+31.9%）
うち、死亡 2件（前年同期と比較して+2件）

岩手局最新
災害統計



一関署最新
災害統計



当署管内において、令和4年10月末までに発生した休業4日以上の死傷災害は、全産業で149件、うち、死亡災害は2件となりましたが、このうち45件は新型コロナウイルス感染症によるもので、これを除くと104件（前年同期比-9件、-8%）となっています。

業種別では、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、製造業31件（同+2件、+7%）、建設業15件（同一6件、-29%）、運輸交通業15件（同+9件、+150%）、保健衛生業11件（同一1件、-8%）、商業10件（同一6件、-38%）の順となっています。

事故の型別では、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと「転倒」が32件で21%を占め、次いで「はざまれ・巻き込まれ」16件11%、「墜落・転落」14件9%となっています。「転倒」は前年同期の33件から32件と-1件減少していますが、事故の型別で最も多い状況が続いている。

当署では、令和4年における労働災害の発生件数を13次防目標値である133件以下となるよう、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参りましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、目標を達成することはできませんでした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、10月末現在で104件となっていることから、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと目標を達成することも可能な状況となっています。

本年も残すところあと1か月となり、年末年始の慌ただしい時期、そしていよいよ冬季降雪期を迎えることから、従来型の労働災害防止対策に加えて、冬季型労働災害（凍結等による転倒災害・交通労働災害）防止対策も重要となります。

皆様の事業場におかれましては、11月21日からの冬季死亡災害ゼロ100日運動、12月1日からの岩手年末年始無災害運動などを通じて、労働災害防止対策の着実な実施について、より一層努めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

岩手県最低賃金は時間額『854円』です！(令和4年10月20日発効)
「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」

